

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	S7.12.26	地方公営企業法の適用・非適用	√ 適用 非適用
団体名	河内長野市	職員数（H19.4.1現在）	41
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	83(H18)	公営企業債現在高（百万円）	5,535
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	65
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.724
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	13.2(H19)
		経常収支比率（％）	98.5(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 √ 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	仮称「河内長野市中期経営プラン2008」
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	河内長野市長 橋上 義孝
既存計画との関係	河内長野市中期経営プラン2003（期間5年）の見直しによる新規計画
公表の方法等	議会への報告（11月経営計画の報告、12月料金改定を上程予定）、ホームページを予定
基 本 方 針	プラン2003の経営方針を継続 ・安全な水道の構築・災害に強い水道の構築・施設更新と機能向上 ・需要者とのパートナーシップ・民間活力の導入・スリムな水道事業 ・経営基盤の強化 以上を継続し、新規として ・収入財源の見直し・負債の縮小

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			220	220
	補償金免除額			50	50
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			11	11

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	170,124	115,861	220,459	506,444
	合 計 (A)	170,124	115,861	220,459	506,444
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		170,124	115,861	220,459	506,444

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	79,009	11,719	10,411	101,139
	合 計 (A)	79,009	11,719	10,411	101,139
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		79,009	11,719	10,411	101,139

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>本市の特徴としては、ダム水を始めとする自己水を主に（約7割）利用しており簡易水道を含む浄水場が5箇所稼働している、また、昭和40年代から50年代に開発された大規模団地が高低差の多い地形に点在しており、送配水施設は約60箇所に上る。このため、保有資産は他市に比べて相当多い（有収水量1m³あたりの資産額：本市2,641円、全国平均1,472円、府下平均1,138円）。この資産の調達資金は、借金である企業債よりも開発団地からの工事負担金などの資本剰余金が非常に多い。これらが本市の資産形成の特徴であり、財政構造の特徴となっている。</p> <p>需要構造として、本市の需要構造の特徴は、他市に比べ工場用など大口の多量使用が少なく、少量使用者層である家庭用の占有率が高く（本市83.7%、全国平均78.2%、府下平均80.5%）、大口使用を中心に収益を回収する団体に比べ、経営効率が悪い。</p> <p>これらの、財政・需要構造特徴から、事業の効率化に対しては、浄水場の包括的管理委託や窓口業務の委託化など、積極的に経営の健全化の取り組みを進めてきたところである。この結果、料金水準は家庭用20m³使用で府下安いほうから13番目に位置している。</p> <p>しかし、これまでの健全化努力にもかかわらず、需要は人口の流出により減少を続けており、今後の推計でも回復の見通しは立たない。また、多くの施設が開発者の負担により形成されたため、これまで、企業債と減価償却費の負担が比較的安く抑えられていたが、今後、浄水場を始め多くの施設が、一度に更新期を迎える。この更新財源の確保と更新後の管理体制のあり方が水道事業経営の将来を大きく左右する。</p>												
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 1021 625 1077">課 題</td> <td data-bbox="625 1021 1471 1077">財源の確保（収入の見直し）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="422 1077 1471 1400"> <p>現在の経営中期計画2003（平成15～19年度）では、人口の減少による収入減に対しては、事業のスリム化による、料金改定に頼らない健全化計画を策定し、想定以上の収入減に対しても、計画以上のスリム化を実現し、目標を達成した。今後の中期計画においては、更に、収入減が進むものと想定される中、これ以上のスリム化は、大災害などの危機管理体制が確保できないこと。さらに、安全で安定的な水道水の供給を持続して行くためには、施設の健全性を維持して行かなければならず、そのための費用について、需要家の適正な料金負担が不可欠となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1400 625 1456">課 題</td> <td data-bbox="625 1400 1471 1456">資本投下の抑制（自己資金の有効化活用）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="422 1456 1471 1597"> <p>将来に亘る経営の健全化を維持するため、当面5ヵ年について自己資金を有効活用し企業債残高の削減を図り、将来10年後以降の浄水施設の大規模更新計画など事業認可変更を伴う拡張計画に備える。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1597 625 1704">課 題</td> <td data-bbox="625 1597 1471 1704">水質検査体制（自己検査体制）の確立・水道GLPの取得（水道水質検査優良試験所規範）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="422 1704 1471 1919"> <p>本市は複数の水源を保有し、広く高低差のある複雑な給水形態であることから、これまで、迅速で柔軟な水質検査を目標に自己検査体制を充実し、水道水の安全に対する信頼性を確保に努めてきた。このため、今後も自己検査体制の継続を基本に、水道GLPを取得し、より高い精度で水道水の安全性を確認し、水道水への信頼を高めて行く。</p> </td> </tr> </table>	課 題	財源の確保（収入の見直し）	<p>現在の経営中期計画2003（平成15～19年度）では、人口の減少による収入減に対しては、事業のスリム化による、料金改定に頼らない健全化計画を策定し、想定以上の収入減に対しても、計画以上のスリム化を実現し、目標を達成した。今後の中期計画においては、更に、収入減が進むものと想定される中、これ以上のスリム化は、大災害などの危機管理体制が確保できないこと。さらに、安全で安定的な水道水の供給を持続して行くためには、施設の健全性を維持して行かなければならず、そのための費用について、需要家の適正な料金負担が不可欠となっている。</p>		課 題	資本投下の抑制（自己資金の有効化活用）	<p>将来に亘る経営の健全化を維持するため、当面5ヵ年について自己資金を有効活用し企業債残高の削減を図り、将来10年後以降の浄水施設の大規模更新計画など事業認可変更を伴う拡張計画に備える。</p>		課 題	水質検査体制（自己検査体制）の確立・水道GLPの取得（水道水質検査優良試験所規範）	<p>本市は複数の水源を保有し、広く高低差のある複雑な給水形態であることから、これまで、迅速で柔軟な水質検査を目標に自己検査体制を充実し、水道水の安全に対する信頼性を確保に努めてきた。このため、今後も自己検査体制の継続を基本に、水道GLPを取得し、より高い精度で水道水の安全性を確認し、水道水への信頼を高めて行く。</p>	
課 題	財源の確保（収入の見直し）												
<p>現在の経営中期計画2003（平成15～19年度）では、人口の減少による収入減に対しては、事業のスリム化による、料金改定に頼らない健全化計画を策定し、想定以上の収入減に対しても、計画以上のスリム化を実現し、目標を達成した。今後の中期計画においては、更に、収入減が進むものと想定される中、これ以上のスリム化は、大災害などの危機管理体制が確保できないこと。さらに、安全で安定的な水道水の供給を持続して行くためには、施設の健全性を維持して行かなければならず、そのための費用について、需要家の適正な料金負担が不可欠となっている。</p>													
課 題	資本投下の抑制（自己資金の有効化活用）												
<p>将来に亘る経営の健全化を維持するため、当面5ヵ年について自己資金を有効活用し企業債残高の削減を図り、将来10年後以降の浄水施設の大規模更新計画など事業認可変更を伴う拡張計画に備える。</p>													
課 題	水質検査体制（自己検査体制）の確立・水道GLPの取得（水道水質検査優良試験所規範）												
<p>本市は複数の水源を保有し、広く高低差のある複雑な給水形態であることから、これまで、迅速で柔軟な水質検査を目標に自己検査体制を充実し、水道水の安全に対する信頼性を確保に努めてきた。このため、今後も自己検査体制の継続を基本に、水道GLPを取得し、より高い精度で水道水の安全性を確認し、水道水への信頼を高めて行く。</p>													

財務状況の分析

区 分	内 容	
経 営 課 題	課 題	老朽化施設の改修と機能維持
	<p>現在、浄水場5箇所と配水施設は60箇所を超え、また、主要施設は昭和40年代から50年代にかけて建設された施設であるため、今後、一度に改修期を迎える。この改修計画を限られた財政計画の中で、より高度な機能を維持し続けなければならない。特に、総配水量の20%近くを受け持つ西代浄水場については将来的にも貴重な自己水源であり、平成20年度から大規模な改修計画（10億円規模）に取り組んで行く。この改修後の運営コストについて、自己水活用のメリットを確保していくためにも、府営水道受水単価を上回ることの無いよう効率的な運営に努めなければならない。</p>	
留 意 事 項	課 題	水道水源保全対策
	<p>本市森林政策の新規事業である「かわちながの森林プラン」の一環として、水道料金1m³使用につき、1円を水道料金に追加して徴収し、森林整備財源に充当する（ゆたかな森林づくり負担金、年間概ね12百万円。）。この結果、森林を保全し、水源涵養を図ると同時に、市民の森林への関心と意識の高揚を図り、市民参加による森林保全の実現を目指す。</p> <p>平成12年度以降、人口減少による収益の減少に対し、「河内長野市水道事業中期経営プラン2003」に基づき、アウトソーシングの拡大による事業のスリム化、効率化を基本に職員を削減し経営の健全化を維持してきた。</p> <p>その結果、大阪府下平均の倍以上の資産を保有しながら、平成13年度に58名いた職員数は、平成19年度4月で41名となっている。大規模な災害時の危機管理体制としては、概ね40名の職員数を確保する必要があると考えており、今後の人口、収益の減少に対して、経営の効率化は当然のことながら、人員削減の手法としての委託化については、危機管理体制の維持の裏づけのもと進めていく必要がある。</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	87.8	89.1	90.4	89.7	85.8	82.9	89.8	87.3	85.6	87.8	
総収支比率(法適用)	(%)	101.1	101.7	103.0	102.8	98.8	96.4	102.6	99.4	97.6	100.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	101.2	101.8	103.0	103.4	99.1	96.5	102.7	99.5	97.7	100.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	99.5	100.9	101.4	99.8	94.9	90.6	97.2	94.3	92.6	94.9	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	4.2	4.4	4.4	4.2	4.3	4.3	4.2	4.0	4.3	4.2
	うち基準内繰入金	(%)	1.6	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4
	うち基準外繰入金	(%)	2.6	2.9	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	2.7	2.9	2.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
	資本的収入分	(%)	21.3	21.0	20.1	38.5	17.0	9.3	6.6	9.0	4.9	4.5
	うち基準内繰入金	(%)	21.0	16.5	18.5	29.0	6.8	5.1	2.5	2.4	1.5	1.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.3	4.5	1.6	9.5	10.2	4.2	4.1	6.6	3.4	3.5
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%) = 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・ 料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・ 使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>業務予定量を過去の人口、需要動向から統計学的に算出した。</p> <p>給水人口平成18年度末実績 117,796人 平成23年度末計画 115,252人 2,544人</p> <p>配水量 平成18年度 13,684千m3 平成23年度 13,085千m3 599千m3</p> <p>業務予定量を基に財政計画を算定した結果、平成20年度に約7千万円の単年度赤字が生じ、平成23年度には累積欠損金が3億円を超える見込みとなるため、平成20年度から3ヵ年で7.5%の料金改定を実施し、平成23年度には2.0%の料金改定を実施する計画である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準内繰入金の主なものとしてダム水道水源開発や簡易水道建設改良に要する償還金、児童手当に要する経費などを算入し、基準外繰入金の主なものとして水道料金福祉減免繰入金や簡易水道維持管理費などを算入している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>配水池ポンプ室を売却処分する。 (土地の簿価32,000千円より構造物撤去費用を除いた金額〔土地の簿価の3%〕を収入見込みとして計上)</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員数は40名とし、退職者の若年層への切り替えを見込んでいる。</p> <p>退職手当は今後10年間の退職計画に基づき毎年6千万円を計上している。</p> <p>企業債金利は2.5%とした。</p> <p>平成19年度に7.0%以上の企業債について補償金なし繰上償還を実施するものとして算定した。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>(留意事項)平成12年度以降、人口減少による収益の減少に対し、「河内長野市水道事業中期経営プラン2003」及び「集中改革プラン」に基づき、アウトソーシングの拡大による事業のスリム化、効率化を基本に職員を削減し経営の健全化を維持してきた。その結果、大阪府下平均の倍以上の資産を保有しながら、平成13年度に58名いた職員数は、平成18年度には45人となり、平成19年度には5人削減し職員数は40名となり、以降平成23年度までその職員数を維持する。大規模な災害時の危機管理体制としては、概ね40名の職員数を確保する必要があると考えており、今後の人口、収益の減少に対して、経営の効率化は当然のことながら、人員削減の手法としての委託化については、危機管理体制の維持の裏づけのもと進めていく必要がある。なお、この取組みにより、集中改革プランの目標は達成される。</p> <p>職員削減による給与費の削減効果額（給与費の削減額 - 委託化に係る費用）</p> <p>*給与費の削減額 = 当該年度給与費（給与水準改善前） / 前年度職員数 × 職員削減数（平均給与 × 職員削減数）</p> <p>(H14)2名18百万円 - 委託化0百万円 = 18百万円 (H15) 2名18百万円 - 委託化2.5百万円 = 15.5百万円 (H16) 2名18百万円 - 委託化4.5百万円 = 13.5百万円 (H17) 4名37百万円 - 委託化35百万円 = 2百万円 (H18) 3名22百万円 - 委託化15百万円 = 7百万円 (H19) 5名33百万円 - 委託化18百万円 = 15百万円</p> <p>給与水準改善額による給与費の削減効果額</p> <p>(H14)1百万円(期末勤勉手当0.05ヶ月削減) (H15)8百万円(管理職手当見直し1百万円・期末勤勉手当0.25ヶ月削減7百万円) (H16)6百万円(給料2.5%カット6ヶ月6百万円) (H17) 3百万円(給料2.5%カット1年間分の残り6ヶ月6百万円追加、削減マイナス要因勤勉手当追加 3百万円) (H18) 12百万円(2.5%の復活 ただし、給料表4.8%引き下げによる現給保証で定昇ストップこれは効果額に参入していない) (H19)11百万円(地域手当10% 6%へカット)</p>
給与のあり方	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月に国に準じた改正を実施済み。 ・地域手当については、1年間の経過措置期間を設けて、平成19年4月から完成後の国の指定どおり6%に引き下げ。 ・人事評価に基づく勤務成績に応じた昇給・賞与については、検討中。 <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般行政職と同じ額の給料表を使用しており(国公行一給料表対応4級まで)、現在改正の見込みは立っていない。 ・技能労務職員の給与の見直しに向けた取り組み状況については、平成20年3月に公表する <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給については、平成17年4月から廃止済み。 ・退職手当の構造見直しについては、現時点では導入による手当額の増大が見込まれるため未導入である。 ・導入については、大きな財政負担が発生しないように時期を検討中。 <p>福利厚生事業のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険料の事業主負担割合については、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、平成20年度以降においても引き続き検討していくことになっており負担割合が早期に1:1になるよう取り組んでいく。(負担割合 = 平成18年度 1:1.46、平成19年度 1:1.29) ・大阪府市町村職員互助会を通じて実施している。 ・本市独自の河内長野市職員厚生会への事業主負担は、平成19年4月から廃止した。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p>	
<p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>浄水場の包括的委託に取組み、管理委託に資材調達から修繕など物件費を含み、委託効果を最大限発揮するよう努めている。</p>
<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保</p>	<p>(課題) 安全で安定的な水道水の供給を持続して行くためには、施設の健全性を維持して行かなければならず、そのための費用について、需要家の適正な料金負担が不可欠となっている。 このため、平成20年度以降の収入見込みと施設の維持管理費用を基に財政計画を算定した結果、平成20年度に約7千万円の単年度赤字が生じ、平成23年度には累積欠損金が3億円を超える見込みとなるため、平成20年度から3ヵ年で7.5%の料金改定を実施し、平成23年度には2.0%の料金改定を実施する計画である。</p> <p>平成20年度効果額 改定前収益1,898,026千円×(0.0375×2ヶ月(日割り計算)/12ヶ月+0.075×10ヶ月/12ヶ月)=130,489千円 平成21年度効果額 改定前収益1,881,106千円×0.075=141,083千円 平成22年度効果額 改定前収益1,861,869千円×0.075=139,640千円 平成23年度効果額 改定前収益(1,848,050千円×0.075)+7.5%改定後収益(1,986,653千円×0.02)=178,337千円</p>
<p>遊休資産の処分</p>	<p>平成20年度に配水施設等の統廃合により生じた、配水池ポンプ室を売却処分する。 ・用地に付帯する構造物撤去費用が課題 (土地の簿価32,000千円より構造物撤去費用を除いた金額〔土地の簿価の3%〕を収入見込みとして計上)</p>

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法に基づき、毎年2回6月と12月に市広報紙において財政事情の公表をおこない、ホームページでも予算と決算の状況について、公表している。 ・決算認定に併せて、決算委員会を9月議会中に行っている。 ・財政の健全化を進めていくために、必要な財政情報を積極的に開示していく方針である。
行政評価の導入	地域水道ビジョンを作成し、業務指標分析による目標設定を行う。 水道料金原価の分析として、ABC分析的手法を用い、常に適正な原価について検証を行う。
5 その他	
資本投下の抑制	(課題) 約10億円の投資的事業である西代浄水場の改修計画について、企業債に依存せず、全額自己資金により実施する。
水質検査体制の確立	(課題) 迅速、柔軟な水道検査体制を確立し、水道水の信頼性を高め、水道水の飲用を即するため水道GLPを取得する。
老朽化施設の改修と機能維持	(課題) 西代浄水場の改修のうち、浄水汚泥の処理方式をこれまでの凝集、廃棄処分から下水道放流方式に変更する。機械の改修費用と維持管理費を削減し、これを下回るコストで市の下水道使用料を負担する。
水道水源保全対策	(課題) 平成20年4月に水道使用1m3につき1円を含んだ料金改定実施を目指し12月議会に提案を予定している。年間約12百万円により水源涵養を図りより清浄な水源を守り、浄水コストの削減とより安価な自己水の確保を目指す。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
未収金徴収対策	<p>水道料金が私法上の債権とされ、従前の5年消滅時効から2年の短期債権となった、このため、徴収要綱を定め、滞納整理事務の強化を実施している。この効果として、平成18年度現在、現年徴収率99.22%、過年滞納徴収率44.53%を計画最終年度に現年徴収率99.5%、過年滞納徴収率50%合計99.15%を目標としている。</p> <p>平成18年度までの未収金徴収対策効果 平成13年度より収納事務の委託化が開始され平成17年度には料金窓口から収納消込みを含む料金業務を全面委託化した。</p> <p>その結果、平成14年度から平成18年度にかけて未収金徴収対策効果として、各年度の現年調定額に平成13年度の収納率をかけて算出した金額と実際の収納額との差額を未収金徴収対策効果の実績として計上。 各年度現年度収納額 - 各年度現年度調定額 × 平成13年度現年度収納率 (99.08%)</p> <p>平成19年度からの未収金徴収対策効果 平成19年度以降未収金対策は、現年度収納率が毎年0.05%づつの向上を目指している。</p> <p>平成19年度効果額 調定額 (1,926,896千円) × 0.05% = 963千円 平成20年度効果額 調定額 (2,028,515千円) × 0.10% = 2,029千円 平成21年度効果額 調定額 (2,022,189千円) × 0.15% = 3,033千円 平成22年度効果額 調定額 (2,001,509千円) × 0.20% = 4,003千円 平成23年度効果額 調定額 (2,026,387千円) × 0.25% = 5,066千円</p> <p>ただし、過年度分の向上分は当然のこととして効果額には算入していません。</p> <p>現年度収納率向上策 <ul style="list-style-type: none"> 口座振替の促進 (定期的口座振替用紙の送付) 督促発送サイクルの短縮 停水サイクルの短縮 閉栓現地徴収の推進 </p> <p>過年度収納率向上策 (これまで5年時効の中に隠れていた長期滞納者への具体的な対処法) <ul style="list-style-type: none"> 長期滞納者 (納付誓約者) の事由、状況別分析 (生活困窮度、悪質度) 法的措置を含めた個別対応 </p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目 (資産売却収入・工事コスト縮減など) については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>大規模な災害時の危機管理体制としては、概ね40名の職員数を確保する必要があると考えており、今後の人口、収益の減少に対して、経営の効率化は当然のことながら、人員削減の手法としての委託化については、危機管理体制の維持の裏づけのもと進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者の若年者への切り替えを図る。 ・地域手当を10%から6%へ改定 <p>給与費の削減効果額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減によるもの 各年度職員削減による給与費の削減額より職員削減にかかった委託費用を差し引いて計上。 ・給与水準の改定によるもの <p>H14 期末勤勉手当0.05ヶ月削減 H15 管理職手当見直し1百万円・期末勤勉手当0.25ヶ月削減7百万円 H16 給料2.5%カット6ヶ月6百万円 H17 給料2.5%カット年間分の残り6ヶ月6百万円、削減マイナス要因勤勉手当追加 3百万円 H19 地域手当10% 6%へカット</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成20年度に約7千万円の単年度赤字が生じ、平成23年度には累積欠損金が3億円を超える見込みとなるため、平成20年度から3カ年で7.5%の料金改定を実施し、平成23年度には2.0%の料金改定を実施する計画である。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・配水施設等の統廃合により生じた、配水池ポンプ室を売却処分する。 ・自己資金の活用により企業債残高の削減を図る。 ・水質検査体制の確立のため、水道GLPの取得を達成する。 ・西代浄水場の浄水汚泥の処理方法を下水道放流方式に変更することで機械の改修費用と維持管理費を削減し、これを下回る下水道使用量を負担する。 ・水源保全のため1m3あたり1円を含めた料金改定を実施することで浄水コストの削減と安価な自己水の確保を目指す。 ・徴収要綱を定め、滞納整理事務の強化を実施することで徴収率99.15%を目指す。 <p>H14～H18 収納業務の委託化により各年度の現年調定額に平成13年度の収納率をかけて算出した金額と実際の収納額との差額を未収金徴収対策効果の実績として計上。</p> <p>H19～H23 現年度収納率向上策 口座振替の促進(定期的口座振替用紙の送付) 督促発送サイクルの短縮 停水サイクルの短縮 閉栓現地徴収の推進</p> <p>過年度収納率向上策 長期滞納者(納付誓約者)の事由、状況別分析(生活困窮度、悪質度) 法的措置を含めた個別対応</p> <p>その結果 H19 現年度調定額の0.05% H20 現年度調定額の0.10% H21 現年度調定額の0.15% H22 現年度調定額の0.20% H23 現年度調定額の0.25% の効果額を計上</p>

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率								7.5%			2.0%		
	改善額(料金の適正化) 1								130,489	141,083	139,640	178,337	589,549	
4	未収金の徴収対策													
	改善額	811	269	1,342	4,404	2,836	6,978	963	2,029	3,033	4,003	5,066	15,094	
	一般会計負担金の額													
	改善額						0							
4	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000	
	その他													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	515,080	497,889	479,367	440,221	424,795		390,173	372,658	370,647	368,674	366,742		
	改善額	19,000	42,500	62,000	67,000	62,000	252,500	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	130,000	
	職員削減													
	改善額	18,000	33,500	47,000	49,000	56,000	203,500	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	
	給与水準													
	改善額	1,000	9,000	15,000	18,000	6,000	49,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000
その他														
改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	職員給与費(退職手当)	73,809	67,611	71,436	74,769	37,400		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
1	職員数 (人)	56	54	52	48	45		40	40	40	40	40		
	増減数 (人)	-2	-2	-2	-4	-3	-13	-5	0	0	0	0	-5	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他													
	改善額													
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減													
	企業債現在高	6,294,437	5,936,045	5,904,067	5,887,891	5,534,837		5,189,875	5,252,272	5,429,079	5,305,824	5,165,245		
増減	7,573	-358,382	-31,978	-16,176	-353,054		-344,962	62,397	176,807	-123,255	-140,579			
							計画前5年間改善額 合計	511,978					改善額 合計	735,643
													(参考) 補償金免除額	49,549

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	121	121	120	119	118	117	117	116	116	115
年間総有収水量 (千m ³)	13,344	13,097	13,053	12,911	12,704	12,660	12,522	12,418	12,314	12,245
公称施設能力 (m ³ /日)	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461	58,461
1日最大配水量 (m ³ /日)	49,219	46,749	45,695	45,420	43,424	47,873	47,480	47,033	46,587	46,149
最大稼働率 (%)	84.2	80.0	78.2	77.7	74.3	81.9	81.2	80.5	79.7	78.9
供給単価 (円/m ³)	156	155	154	154	153	152	162	163	163	166
給水原価 (円/m ³)	180	176	173	174	181	186	183	189	192	190

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

滝畑地区簡易水道事業：平成19年4月1日上水道への経営統合完了(平成19年3月30日簡易水道廃止許可、平成19年4月1日設置条例改正施行)
上水道に伴う建設改良工事、平成19年度～平成21年度

川上地区簡易水道：平成19年2月統合計画書作成済、平成21年度末経営統合完了予定